

川崎市特定公共賃貸住宅の 申込資格について

1 申込資格

(1) 申込者が成人（18歳以上）であること。

(2) 自ら居住するための住宅を必要とする方で、同居しようとする親族があること。（内縁関係にある方、婚約者及び川崎市パートナーシップ宣誓者を含む。）

ア 内縁関係にある方は、住民票に「妻（未届）」又は「夫（未届）」とある方で戸籍上の配偶者がいないこと。

イ 婚約者については、入居手続時まで婚姻を証する戸籍謄本等が提出できること。

ウ 夫婦を別世帯としたり、扶養関係のある親子を別々とするなど家族を不自然に分割又は合併して申し込むことはできません。

(3) 川崎市内に居住している（住民登録をしていること。）又は川崎市内に勤務先のある方。

(4) 世帯の所得月額（月収額）が、次の収入基準の範囲内であること。

収入基準 158,000円～487,000円

※ 所得月額（月収額）とは、年間所得（同居しようとする世帯全員の1年間の所得の合計）から控除額の合計を差し引いた金額を12で割った金額です。詳しい計算方法は、お問い合わせください。

※ 同居または同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む）の所得は、合算します。

※ 申込み時に収入があるときは、申込み後に退職等が予定されている場合でもその収入は、合算されます。

※ 18歳未満のお子様がいれば、所得月額158,000円以上の基準は、お子様1人あたり10,000円の引き下げができます。

（例） 18歳未満人数が 1人→所得月額148,000円以上で申込み可能

2人→所得月額138,000円以上で申込み可能

(5) 申込者又は同居しようとする親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと。

※ 暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

(6) 住民税・家賃の滞納がないこと。

(7) 住宅内で他の居住者と円満な共同生活ができること。

(8) 自家所有者（同居しようとする親族に自家所有者がいる場合も含む。）は、申し込むことはできません。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

ア 著しく老朽化している住宅で、特定公共賃貸住宅入居後1か月以内に取り壊しができ、その後1か月以内に取り壊しを証明できる登記簿謄本を提出できる方（入居手続き時に取り壊しの契約書等の書類が必要です。）

イ 差押又は正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる方（入居手続き時に所有権移転登記後の登記簿謄本等が必要です。）

※自家所有者であっても本市の区画整理事業により転居の必要がある方は、ご相談ください。

(9) 緊急連絡人を立てられる方

緊急連絡人とは、使用者及び入居者と連絡がとれない場合等の緊急時に市が連絡をとることができる人をいいます。

緊急連絡人は、市が使用者と連絡がとれないときに、次の事項について協力するものとします。

- ① 使用者等の所在が確認できない場合に、使用者等の安否の確認に協力すること。
- ② 使用者が滞納した場合に、使用者に市に対して連絡と納付をするよう伝えること。
- ③ その他使用者による対応が必要となる場合に、使用者に対応するよう伝えること。

緊急連絡人は、使用者と特定公共賃貸住宅に同居しない方で、緊急時に連絡がとれる方を指定してください。届出時に住民票等本人確認ができる書類を提出していただきます。

(注)年齢に関する基準日は、申込み日です。

2 敷金・共益費について

敷金は、月額使用料の3か月分です。敷金には補助は無く、利子も付きません。退去時に返還しますが、退去時に未納の使用料等があるときは、敷金から控除します。

共益費は、建物の共用部分の電気代、上下水道料及びエレベーターの電気料等に要する費用に使用します。共益費は、自治会等の代表者に直接、支払っていただきます。